

平成 24 年度 第 3 回 美しい県土づくり推進委員会

－ 要 旨 －

■日 時：平成 24 年 12 月 10 日（月） 13:30～16:00

■場 所：山梨県恩賜林記念館 1 階東会議室

■委 員：（敬称略。50 音順。）

《出席》

山梨大学大学院教授	大山 勲
東京大学大学院准教授	小野 良平
色彩計画家	加藤 幸枝
山梨大学大学院教授	北村 眞一
東京工業大学名誉教授	中村 良夫（委員長）
国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長	宜保 佳子

■事務局

県土整備部長	酒谷 幸彦
県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室長	山口 雅典
同室長補佐	富田 均
同室長補佐	樋口 有恒
同副主幹	内藤 広

■調査機関

株式会社プレック研究所 都市・地域計画部	吉田 禎雄
----------------------	-------

■次第：

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - （1）推進委員会の意見を踏まえた「美しい県土づくり推進施策」について
 - （2）第 2 回美しい県土づくり推進大会の開催内容について
 - （3）山梨の県土を認識できる大観（仮称）について
 - （4）モデル検討候補地における景観づくりのあり方について
4. 閉会

■議事要旨

(1) 推進委員会の意見を踏まえた「美しい県土づくり推進施策」について（資料－1）

資料－1を事務局が説明後、協議。

委員：

県内市町村で景観計画の策定が進んでいるが、景観行政の実際の展開という点ではさらなる取組みが必要であると感じている。景観形成モデル事業を導入すれば、実際の取組みが進展すると思われる。現時点で、同事業を導入している自治体における取り組み状況を教えて欲しい。

事務局：

景観形成モデル事業については、昨年度、山中湖村の旭日丘地区、忍野村の新名庄川地区で実施し、今年度、富士河口湖町の河口地区で事業化した。また、同町の本栖湖畔地区でも地元の方々と協議を進めており、富士河口湖町は平成25年度に事業化したいと要望している。さらに、身延町の身延山門内地区においては、県の事業である電線類の地中化とあわせて沿道住民の方々と修景整備について勉強会を開催してきている。現在、電線類地中化に関して詳細設計を行っており、来年度早々から用地交渉等を進める予定である。今年度、身延町は、町の観光部局が所管する案内看板の整備を行う予定であり、沿道修景整備については来年度から事業化する予定である。さらに山中湖村の山中地区においては、国道沿いの屋外広告物の具体的なルールづくりを地元住民や事業者主導で検討しており、県はそのサポートを行っている。

委員：

今後新たな事業地区の設定に際し、予算的な制約はあるのか。今後事業地区を増やす予定はあるのか。

事務局：

予算的には、新たな地区での実施も可能である。

委員：

これまでは地域住民、事業者の取組みが進んでいる地区で景観形成モデル事業が実施されてきた。今後は、本委員会で検討している、山梨県全体の景観という大局的な視点から、重要な地区においての事業実施が望まれる。

例えば、「大観」という視点からは、甲州市、笛吹市、南アルプス市、「山梨県の顔」という視点からは甲府市での事業展開が重要だと思う。

なお、これまで景観形成モデル事業は市町村に実施意向があるところが先行しているようであるが、今後は地区等から事業を実施したいという意向が出てくると思う。そのような地区等を今後支援していくことも重要であると考えている。

事務局：

ご指摘いただいた自治体に対しては、これまでも景観形成モデル事業の導入を具体的な提案をもって働きかけてきたが、各自治体とも予算的、体制的な問題から難しい状況であった。県としては引き続き各自治体への働きかけを行っていく予定である。

委員長：

この事項については、後ほど資料－４のところで詳しく議論したいと思う。

資料－１に「景観アドバイザーの派遣」という施策がある。その実績はどのような状況か教えてほしい。

事務局：

様々な有識者の方々にアドバイザーとなっていただいております、本委員会の委員の皆様にも委嘱させていただいている。それらの方々を市町村職員の景観に関する勉強会や、公共事業の具体的な景観配慮を行うタイミングで派遣している。

委員長：

資料－１の「景観形成に資する公共事業の推進」とはどのような取組みなのか教えてほしい。

事務局：

具体的には電線類の地中化や、道路等の整備に際しての景観配慮型防護柵の選定等が挙げられる。

公共事業のデザイン審査については、来年度制度構築に向け検討していく予定である。その際、本委員会においてご指導いただきたいと考えている。

委員長：

電線類の地中化は年度ごと、どの程度実施されているのか。

事務局：

具体的な数字は手元にないが、県と電力事業者等で策定した５カ年計画に基づき推進している。５カ年計画は国が示す全国の整備目標に基づき策定されている。

電線類地中化事業は、景観の側面だけでなく、都市防災、交通（道路歩行時の安全確保）等の観点からも実施している。山梨県内では甲府市を中心に事業を展開している。景観という観点からは、富士山周辺、甲府市の中でも景観に配慮すべき場所等において実施している。

委員：

資料－１について、各施策が具現化した場合に得られる成果を示すことにより、県内市町村がそれらの施策の活用を検討する際に効果的な資料になると思う。

事務局：

資料の構成を今後検討する。

（２）第２回美しい県土づくり推進大会の開催内容について（資料－２）

資料－２を事務局が説明後、協議。

委員長：

本委員会は、限られたエリアでの個別の景観づくりについては各自自治体に任せ、山梨県の骨格となる大景観を検討の対象としている。そのため、今後は、大景観を望む際の視点場、近距離景において大景観をうまく活用した景観づくりを表彰制度の対象としていただきたい。

来年度は、本委員会としてそのような課題の提示を行っていききたい。推進大会の基調講演で大景観に関わる景観づくりの重要性について解説し、表彰対象とすることを周知することも考えられる。

また、「活動賞」「奨励賞」は良いと思うが、「おしゃれな広告賞」は本委員会におけるこれまでの検討状況からするとやや異質な印象を受ける。表彰対象の選考については、今年度は事務局から提示いただいた案で行うこととし、次回以降の表彰方法（枠組）についてはテーマなど来年度当初にまた検討を行いたい。

事務局：

県では、屋外広告物について平成 22 年度から実際の掲出状況に関する調査を実施してきた。その結果、適切でない屋外広告物が 2 万件を超えることが判明、非常に多い状況であることから、今年度より体制を強化して、屋外広告物の適正化、是正指導を行っているところである。このことから、優良事例を表彰して適正化を一層推進したいと考え「おしゃれな広告賞」を創設したものである。

委員長：

本委員会では屋外広告物に関する検討に至っていない。来年度、早い時期に山梨県の屋外広告物行政についてご説明をいただきたい。

事務局：

来年度の検討テーマとさせていただく。

(3) 山梨の県土を認識できる大観について (資料-3)

資料-3 を事務局が説明後、協議。

委員長：

本委員会では、今後、本資料を参照していただくことで、景観づくりの考え方を示していくことになる。次第に内容が複雑になってきており、第 2 回推進大会の基調講演では、できるだけ分かりやすく解説をしていただきたい。

私としては、タイトルをもう少し分かりやすく短くしたいと思う。当初は「スーパー景観」と表現していた。短く分かりやすかったが、他の表現が無いか、さらなる検討をお願いしたい。内容としては「県土の骨格を認識できる大景観」となる。例えば、「山梨の象徴景観」「象徴景」「代表景」等が挙げられる。

委員：

本資料では、目次における大きな 2 つの項目の関係が分かりにくく、この 2 つの項目の関係を説明する記述が必要だと思う。

大きな項目の 1 つ目は県土の骨格からの大スケールの景観を扱っており、山梨の景観をとらえることができる大景観となっている。2 つ目は、景観のスケールは様々だが、時間軸が入ってきている。このような説明は可能だと思う。

また、大きな 1 つ目の項目は、生産、生活の場を上から観ている景観であり、2 つ目は、生産域、生活域の中から観る景観とも言える。

このように 2 つの項目には対比の関係が伺えるので、それらの両方の観点から山梨県

の景観をとらえられるということを説明できれば良いと思う。

委員長：

基本的な着眼点は間違っていない。あまり複雑にせず、分かりやすくまとめて県民の方々が理解しやすいものとしたい。

資料の構成として、本資料ではP 2 2に「■ 参考」として「山梨の県土の景観構造」が収録されている。この景観構造は、P 6にある「山梨県を物語る歴史・文化的に特徴のあるエリア」とは異なっている。P 2 2の位置づけを説明してほしい。山梨の県土の景観構造の試案という扱いであろうか。

事務局：

昨年度、P 6の「山梨県を物語る歴史・文化的に特徴のあるエリア」について本委員会でご指導いただきまとめた。この「エリア」は特徴的な視点場群を扱っているので、県土全体をカバーするものではない。そこでまず、「大観とは」の項で、感覚的に「大観」について認識いただいた後、P 2 2に示したように県土全体の景観構造を大きくとらえ、さらに景観構造における景観域ごとに視点場群を設定したという、大枠から細部という流れを意識して検討を行ったものである。P 2 2以降は内容としては、大きな1つ目の項目と2つ目の項目をつなぐ考え方であり、参考資料として収録した。

委員長：

P 2 2の景観構造は大きな2つの項目を合せて得られることから、P 2 2以降の景観構造が最終的な成果になると思われる。

P 2 2の景観構造では、「Ⅶ 東部山地源流景観域」における小菅村などの溪谷部等の景観特性を反映できればより良い。内容の整理は今後とも必要であるが、本資料の展開はこれでよく、理解できる内容となっている。2月の推進大会では試案という扱いで発表すれば良いと思う。

委員：

目次の「1」、「2」を経て、「■参考」の「[2] 山梨の県土の景観構造」を目次上の「3」にしてはどうかと思う。

その流れで山梨県の景観構造の「Ⅶ 東部山地源流景観域」を詳しく見ると「Ⅷ 桂川沿川景観域」と区別できることになる。

委員：

前半で紹介している「大観」について、P 2 2以降の景観構造で、該当する景観域の参照頁を示すことなどにより、一般の方が見ても分かりやすい資料とする工夫を考えていただきたい。同様にP 6の図とP 2 2の図の関係を示すと分かりやすくなると思う。

事務局：

ご指摘いただいた事項を踏まえ目次構成を修正することを前提に再検討する。さらに、項目間のつながりに留意し、説明を加えるとともに資料の改良を進める。

委員長：

今回の検討は、シンプルに大枠をとらえることが重要である。細かく検討すると複雑になってしまう。それとともに良いネーミングをお願いしたい。

委員：

ネーミングに関しては、今まで慣れ親しんできた言葉のほうが周知面で有効であると思う。個人的には「県土」という言葉も馴染みはないが、これまで委員会の検討の場で使用してきているので、例えば、「スーパー」の意味を活かし、地形がつくる景観という考え方を軸に、「県土がつくる大風景」「県土がつくる大景色」というような名称が思い浮かぶ。ダイナミックな景観ということを感覚的にとらえることができるものが良いと思う。また、「景観」よりも「風景」「景色」という言葉の方が柔らかい印象を受ける。

委員：

時間軸が入っていることもあり、同質的な景観を扱っていることから、「景域」と示すこともできるかと思う。「大景域」、「景観域」等の名称も考えられる。

委員長：

「景域」は生態学の用語であり、植生なども含めた景観のとらえ方だと思う。ここで検討しているいわゆる「大景観」は「借景」と似た概念であり、論理的にその場の環境と結びつける「景域」とは異なった概念であると認識している。

文化的な視点が入っているということを示すことができればより良いと思う。

委員：

資料中、写真のキャプションの表現に複数のパターンがある、「〇〇から△△への眺め」という表現に統一した方が良いと思う。

また、P 1 7 に身延山から富士山への眺めが紹介されているが、富士川町からの富士山の眺めもすばらしいので情報を追加してほしい。

P 1 4 の富士山への眺めについては、コンケイブ型や湖越しの景観を紹介しているが、例えば本栖湖周辺から富士山を見上げる眺めも、1 つの典型的な富士山の眺めだと思う。

P 2 8 ～ 3 0 の凡例のような、眺望に関する典型的なモデル図があると分かりやすい。

委員長：

技術的な資料ならばともかく県民に向けた普及資料としては細かすぎるかもしれない。

事務局：

写真のキャプションについては表現を統一する。

委員：

P 1 4 の富士北麓の視点場として、富士山は神の山ということから、富士山を遥拝する場所を追加したほうが良いと考える。例えば、浅間神社、河口湖沿い旧鎌倉街道から見た富士山など、歴史、文化的に重要な視点場があるので、追加していただきたい。

委員長：

富士山に関して、ご指摘のような歴史・文化的な視点場は重要である。資料等あれば、追加して欲しい。

その他、山梨県内の山岳信仰の対象としてどのような山が挙げられるのか。

委員：

甲斐駒ヶ岳等が挙げられるが、やはり筆頭は富士山である。

委員：

御岳信仰として金峰山が挙げられる。

委員長：

山岳信仰の対象への眺めという観点を、最終的な調査報告書には盛り込んでいただきたい。

(4) モデル検討候補地における景観づくりのあり方について (資料-4)

資料-4を事務局が説明後、協議。

委員長：

県として大景観という概念を打ち出していることから、実際の景観づくりのイメージとして具体化したものが資料-4である。

P16以降に今回新しい考え方を追加している。近景域は概ね500m程度までの範囲であるが、もう少し観ている人間の身体に近い場所として、P16に示しているような建物内から大観を眺める場合に着目し、その視点場空間のあり方の重要性を示した。

このような場での良好な空間づくりは、公的施設でもあり得るが、多くは民間施設が担うことになる。景観計画ではこのような民間の敷地内のしつらえを対象とすることは少ない。しかし、日本においては、ここまで配慮しないと景観づくりのレベルアップは難しいと考えている。また、民間施設がこのような空間づくりを行えば、地域振興にもつながることになる。

このような空間は、「視点場」よりも「座」とか「席」という言葉のほうがふさわしい。「視点場」というと近景域と重なる場合もある。この点の概念整理が必要である。「座」とか「席」は、視点場の内でも身体にかなり近い部分を示す言葉である。「視点座」とか「物見席」という言葉が当てはまる。

このような概念を明確に示すことで、景観計画の内容も変わってくると考える。

逆の考え方としては、完全に公的な空間において良好な景観を形成することは非常に難しい。民間施設等において借景を活用することは比較的取り組みやすいと思う。西洋においては公的な空間における良好な景観形成を重視してきた歴史があり、日本の景観行政はこれを見習ってきたが、日本ではむしろ内側から見た景観を良いものにするのを考えた方が、実情に合っているのではないかと考えている。

民間施設でも多くの人々が利用し料金を払えば誰でも入れるような場は、公的な空間と考えることができる。

委員：

モデル検討地は、資料-3のP6の視点場群との関連で設定されている。先ほど議論したとおり、資料-3を「1」「2」「3(現 ■参考[2])」という構成にするならば、モデル検討地は「山梨県の景観構造」の分類を踏まえて設定した方が望ましいと考える。

超近距離景については本資料のように、特出しとして資料後半でまとめる方が分かりやすいと感じた。

また、距離に応じた景観づくりのあり方については、市町村ができそうなことと県が

取組むべきことに分けて整理すると使いやすくなると思う。

委員長：

モデル検討地は現在4地区検討を行っているが、最終的には景観構造の分類と合せて9地区行うことになるのか。

事務局：

来年度以降引き続き検討していきたい。

委員：

景観をどのようにコントロールするか考える場合、高層建築物や鉄塔、大規模店舗の屋上広告物等が対象になることから、今後の景観計画によるコントロール手法とも関係してくることになる。

現在、県内では、景観行政団体が景観条例で絶対高さを定めている例があるか。

事務局：

北杜市は鉄塔の最高高さを30mとしている。また、自然公園法が最高高さを定めている場合がある。

委員長：

軽井沢町が宅地開発要綱で建築物の高さ制限を行っているなど、高さ制限に関しては様々な手法があるようだ。他に地区計画等、規制を行うための方策はあるが、それらを運用するまでにはなかなか至らないというのが現状のようだ。

委員：

先ほどの「視点座」等について、甲府盆地の場合、眺めが良いマンションは逆に周囲からは景観阻害要因として見なされる危険性もある。

委員長：

そのような点からは、P18のカフェの事例も、その施設自体が視対象となると周辺の景観との調和で問題が起り得るなど、その評価が表裏一体の関係になる場合がある。

委員長：

そのような場合については、外からの眺めへの配慮も必要であることを併せて示す必要がある。

■その他

今年度の美しい県土づくり大賞の審査については、応募状況を踏まえ、応募数が多い場合、事前に地元委員によって候補を選定いただいた後、他の委員の皆様にご諮るという手順を進める。

また、推進大会当日、各委員から表彰対象の取組みに対してコメントをいただきたいので、表彰対象について事前に各委員に資料を送付する。

表彰に際し、「大観」との関係については、表彰対象が決まった後に「大観」との関係を再度確認する作業を行うとともに、表彰対象の事例報告の際にこの点についても報告いただくこととする。

以 上